

北部地区一般廃棄物運搬中継施設運営業務

に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

真庭市（以下、「本市」という。）では、持続可能な廃棄物処理を目指し、廃棄物系バイオマスである生ごみ・し尿及び浄化槽汚泥の液肥化を行う廃棄物処理システムの導入を決定し、廃棄物処理施設の集約化を進めている。集約化に伴い、市民及び事業者がごみを直接搬入する一般廃棄物運搬中継施設の整備を行う予定であり、本施設において所定の性能を発揮しながら適切に運営維持管理を行うものであるとともに、搬入されたごみを積替え、集約先施設であるクリーンセンターまにわへ運搬することを目的とする。

本実施要領は豊富な経験を有する企業から提案等を募集し、最も適切な事業者を当該業務の委託先候補者として選定するための手続き等について定めたものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 北部地区一般廃棄物運搬中継施設運営業務
- (2) 担当課 真庭市生活環境部環境課
- (3) 業務内容
受入管理業務、運営管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、その他関連業務
- (4) 工期 契約締結日～令和7年3月31日
- (5) 予定価格（見積上限額） 24,212,100円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルの参加に当たっては、次の事項を全て満たしていること。

- (1) 市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、入札参加資格審査申請書類を提出し確認を受けたものであること。
- (2) 真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程に基づく指名停止を受けていない者であること。 ※公募型プロポーザル方式…公示日現在から受託候補者特定の日まで
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約

に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 真庭市暴力団排除条例(平成23年条例第41号)第2条の規定する暴力団員等に該当しない者であり、かつ関係を有しないものであること。これについて参加資格確認申請書類の中で誓約書、役員等調書を提出すること、また、当該役員について警察当局に照会する必要があることを、あらかじめ了承すること。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 真庭市内に主たる事業所(本社又は本店)を置く法人(グループで参加する場合は、代表する法人)であること。

4 プロポーザル実施スケジュール

項 目	日 程
募集の公告日	令和6年4月8日(月)
質問書の受付締切り	令和6年4月17日(水)15:00まで
質問書の回答予定日	令和6年4月22日(月)
参加資格確認申請書等の受付締切り	令和6年4月26日(金)15:00まで
企画提案書提出資格者の通知予定日	令和6年5月2日(木)
企画提案書等の受付締切り	令和6年5月17日(金)15:00まで
ヒアリング実施予定日	令和6年5月24日(金)
審査結果発表予定日(通知)	令和6年5月27日(月)

5 プロポーザルの手続き

(1) 質問書の提出及び回答

質問がある場合は、提出期間内に質問書(様式1)を質問書の受付期間内にメールにて送信すること。質問については質問事項を全て取りまとめて、回答日に質問者の名前を伏せてホームページで回

答する。質問書への回答は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

(2) 参加資格確認申請書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加資格確認申請書及び参加資格確認に係る以下の書類(以下「参加資格確認申請書等」という。)を提出すること。

なお、期限までに参加資格確認申請書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

①提出書類

ア 参加資格確認申請書(様式2) 1部

イ 企業グループによる参加資格審査申請書(様式3) 1部 ※企業グループによる申請の場合

ウ 企業グループの構成(様式4) 1部 ※企業グループによる申請の場合

エ 委任状(様式5) 1部 ※企業グループによる申請の場合

オ 暴力団排除の誓約書(様式6) 1部

カ 直近事業年度における法人税、消費税及び地方消費税に関する未納税額のないことが分かる納税証明書 1部

②提出期限：令和6年4月26日(金) 15時00分まで

③提出場所：真庭市役所生活環境部環境課

④提出方法：持参又は郵送によること。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

①公募型プロポーザルに係る書類の提出について(様式7) 原本1部

②企画提案書等 原本1部、副本6部

ア 企画提案書(任意様式)

イ 見積書(様式8)

ウ 見積金額の積算根拠となる内訳書(任意様式)

(2) 企画提案書作成要領

①企画提案書の記載内容

ア 業務全般

運営管理にあたっての業務実施方針、本施設の目的を達成する上での配慮・工夫について、記載すること。

イ 人員体制、安全管理体制、緊急事態発生時の体制

業務を執行する上での人員体制、安全管理体制、緊急事態発生時の体制について、組織図又はフロー図などを用いてわかりやすく表すこと。フロー図などには、具体的に氏名を明記し、その役割分担についても明確になるよう表記すること。また、企業グループによる場合、どのように連携・協力して業務を実施する計画なのかを記載すること。

ウ 地域経済への貢献

業務を執行する上での地元雇用、周辺地域への貢献(地域コミュニティとの関わり方など)についての考え方を具体的に記載すること。

エ ごみの受入管理

ごみの搬入・受入量を計量・記録するための体制、ごみの搬入量の変動への対応の柔軟性、搬入禁止物への対応等についての考え方を具体的に記載すること。

オ 積替えごみの運搬

確実な積替えごみの運搬体制についての考え方を具体的に記載すること。

カ その他

その他、仕様書に定めのない業務、提案、アピールしたい点等について記載すること。

②その他

ア サイズは日本工業規格 A4 縦型(A3 サイズを使用する場合片袖折)とすること。

イ 表紙及び目次を含め 15 枚(30 ページ)を限度とすること。

(3) 提出期限等

①提出期限：令和 6 年 5 月 17 日(金) 15 時 00 分まで

②提出場所：真庭市役所生活環境部環境課

③提出方法：持参又は郵送によること。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

7 審査方法

(1) 第 1 次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を下記 8 (1)～(2)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

(2) 第 2 次審査(ヒアリング等による最終審査)

第 1 次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、下記 8 (3)でヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和 6 年 5 月 24 日(金)予定

①プレゼンテーション及びヒアリング

ア 提案書を提出した参加者は、別途指定する日時に、真庭市役所本庁舎内の指定された会場において説明を行い、その後引き続き質疑応答を受けること。(Web 会議方式で実施する場合もあります。)

イ 説明時間は 1 社当たり 20 分とし、質疑応答時間は 10 分以内とします。

ウ 出席者は 1 社あたり 4 名までとします。指定する時間までに会場外の指定場所にて待機してください。

エ 説明に際し、提案書以外の資料を用いることは認められません。

オ 説明に際しては、プロジェクター等の機材の使用は認めますが、真庭市からはスクリーン及び延長コード以外の貸し出しは行いません。

(3) 審査結果の通知

①第 1 次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨

を郵送により通知します。

②第2次審査

審査結果を郵送により通知します。

8 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- (1) 企画提案の内容・実施体制 50/100点
- (2) 参考見積書 20/100点
- (3) ヒアリング等の内容(第2次審査時) 30/100点

9 候補者の特定

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

10 失格の要件

応募者が次の事項に該当する場合には失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2. 予定価格(見積上限額)を超過したもの
- (7) 総合評価点が50点未満となったもの。

11 その他

その他、プロポーザルを実施するに当たっては次の事項に基づくものとする。

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定する。
- (6) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

